

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和6年2月21日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室(みなと6・7)
- 3 出席者 鯉渕教育長 中上委員 森委員 四王天委員 大塚委員
- 4 欠席者 泉委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和6年2月21日（水）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
横浜市図書館ビジョン（原案）の策定について
中学校給食の安全対策に関する取組状況について（追記版）
- 3 審議案件
教委第53号議案 横浜市奨学条例施行規則の一部改正について
教委第54号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について
教委第55号議案 教職員の人事について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は泉委員より欠席の連絡を頂いております。

初めに、会議録の承認を行います。1月12日の会議録の署名者は森委員と大塚委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、1月26日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

木村教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○1/30 本会議（第1日）会期決定

○2/9 本会議（第2日）一般議案上程・質疑・付託、予算上程・説明

○2/14 こども青少年・教育委員会（教育委員会関係）

○2/20 本会議（第3日）一般議案議決、予算代表質疑

教育次長の木村です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、1月30日に本会議第1日目が開催され、会期が決定されました。

2月9日には、本会議第2日目が開催され、一般議案上程・質疑・付託及び予算上程・説明が行われました。

2月14日には、市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

2月20日には、本会議第3日目が開催され、一般議案が議決され、予算代表質疑が行われました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○1/26 令和5年度横浜スポーツ表彰 表彰式

○1/27 横浜市立磯子小学校創立150周年記念式典
横浜市E S D推進コンソーシアム交流報告会

○1/29 令和5年度第2回指定都市教育委員会協議会

○2/13 「はまっ子未来カンパニープロジェクト」学習発表会

(2) 報告事項

○横浜市図書館ビジョン（原案）の策定について

○中学校給食の安全対策に関する取組状況について（追記版）

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、1月26日に、令和5年度横浜スポーツ表彰の表彰式が横浜武道館で行われ、鯉淵教育長が出席いたしました。

1月27日に、横浜市立磯子小学校創立150周年記念式典が開催され、鯉淵教育長が出席し、挨拶いたしました。

また、同日、横浜市ESD推進コンソーシアム交流報告会が日本丸メモリアルパークで開催され、四王天委員が出席されました。

1月29日には、令和5年度第2回指定都市教育委員会協議会が開催され、四王天委員がオンラインで出席されました。

2月13日には、「はまっ子未来カンパニープロジェクト」学習発表会が市庁舎1階のアトリウムで開催され、鯉淵教育長、中上委員、森委員が出席されました。

次に、報告事項として、この後、所管課から2点報告いたします。まず、1点目ですが、「横浜市図書館ビジョン（原案）の策定について」、2点目は、「中学校給食の安全対策に関する取組状況について」、報告いたします。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御意見・御質問等ございますか。特になければ、次に、「横浜市図書館ビジョン（原案）の策定について」、所管課から御報告いたします。

福島図書館ビジョン等担当部長

図書館ビジョン等担当部長の福島です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、「横浜市図書館ビジョン（原案）の策定について」、御報告させていただきます。報告は教育政策推進課担当課長の高柳からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

高柳教育政策推進課担当課長

よろしくお願いいたします。それでは、お手元にA3の説明資料、原案の冊子、原案の概要版リーフレットをお配りしているかと思っております。本日はA3の説明資料に沿って御説明いたします。

1ページ左上を御覧ください。横浜市図書館ビジョン（素案）について、以下のとおり市民意見募集を実施し、多くの貴重な御意見をいただきました。あわせて有識者にも意見聴取を行いました。いただいた御意見を踏まえまして、図書館ビジョン（原案）を策定いたしましたので、御報告いたします。

まず、「1 市民意見募集の実施概要」「（1）実施期間」です。令和5年12月14日から令和6年1月21日まで市民意見募集を行いました。「（2）意見提出方法」は、横浜市電子申請・届出システムや電子メールなどです。「（3）素案（概要版）の配布部数」は、約6,300部となっています。「（4）周知方法」です。「ア 素案（概要版）の配布」は、市立図書館・図書取次所、区役所などでございます。「イ 広報手段」は、記者発表や広報よこはま（令和6年1月号）などです。

続いて、「2 市民意見募集の実施結果」「（1）意見提出状況」を御覧ください。273通、637件の御意見をお寄せいただきました。右側2ページを御覧ください。「（2）項目別意見数」では、素案の項目順に頂いた御意見をお示しています。「ビジョン全体について」は88件、「はじめに、位置づけ」は5件、「第1章 新たな図書館像、基本方針【全体】」は49件など、資料記載のとおりとなっています。「（3）ご意見への対応状況」を御覧ください。表内左端の「対応状況」のうち「修正」は、御意見の趣旨を踏まえ、原案に反映したもので38件、全体の6.0%となっております。「包含・賛同」は73件、11.5%、「参考」

は519件、81.5%、「その他」は7件、1.1%となっています。

ページをおめくりください。「参考」として、「ご意見を受けて修正した主な箇所」を記載しております。まずは「第1章 基本方針1 未来を担う子どもたちの図書館」の「取組の方向性>子育て支援施設や学校、地域とのつながりのなかで子ども・子育て世代をサポートします」です。表は、左から、「原案のページ数」、「素案の該当箇所」、「原案の修正」、「いただいたご意見」を順に記載しております。表内を御覧ください。原案9ページについて、表の中ほどの「修正（原案）」にございますように、「学校図書館とともに子どもたちの読書と学びを支えます」という文言を追加いたしました。これは、右の欄、「いただいたご意見」にございますように、学校図書館との連携についての御意見を受けて修正したものでございます。続きまして、「第1章 基本方針1 これからの図書館（イメージ）」では、御意見を踏まえ、表内の「修正（原案）」の下線部分にございますとおり、学齢期の子どもたちも対象であることを明記するために文言を追加しております。ページの中段、「第1章 基本方針1～5 取組・機能のアイデア」では、市民意見で頂いた取組のアイデアを原案に反映して一例に記載しておりますので、後ほど御覧ください。右側、4ページを御覧ください。中段、「第2章-4 図書館外のサービスポイント設置の考え方」では、御意見を受け、図に移動図書館の配置を追加しております。「資料編 図書館の役割の変化」では、御意見を受け、図書館が社会教育の場であることを追記いたしました。

続きまして、「3 図書館ビジョン策定スケジュール」でございます。令和6年2月に、市会常任委員会での原案の公表と市民意見募集の結果の公表の後、3月に、横浜市図書館ビジョン策定・公表を目指しております。

おめくりいただきまして、5ページには参考資料として、「資料1 横浜市図書館ビジョン（素案）への主な市民意見」を「（1）内容別」にお示ししております。図書館数の増84件、本・蔵書の充実66件、学校図書館への支援の強化53件、サービスポイントの充実48件、ビジョンへの期待41件となっています。

「（2）中学生からのご意見（抜粋）」では、中学生からの御意見を抜粋しております。本がたくさんある、参考書、マンガやゲームがある、音楽が聴けるなどの御意見や、閲覧席がない、勉強できるところが欲しいなどの御意見をいただきました。また、くつろげる空間などのスペースへの御提案などの一部は、先ほど御説明いたしました3ページの取組・機能のアイデアとして原案に反映しております。

6ページを御覧ください。横浜市図書館ビジョン（素案）に対し、有識者の皆様から御意見や御示唆を頂き、原案策定の参考にいたしました。こちらも後ほど御覧ください。

お手元には「横浜市図書館ビジョン（原案）」をお配りしております。素案からの主な修正箇所について、黄色で色づけしております。また、統計数字を追記して記載しておりますが、3月のビジョン策定に向けては最新の数値に更新してまいります。あわせて、原案の概要版リーフレット案をお配りしております。こちらも後ほど御覧ください。御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

中上委員

横浜市図書館ビジョンについて、各論を整理して、市民意見も頂いて、今までこんなに図書館が議論になったことがなかったので、非常に頭の整理もできまし

たし、今後の施設の在り方を考えるにあたってとても参考になると思います。今お話を伺って、他都市と比べて、蔵書やレファレンス、施設整備の更新の話など、いろいろ御意見が出ていました。私も昔、行政で勤務しているときに、広報・広聴を担当していましたので、やはり意見というのは変わっていないなと思いました。

それで、蔵書ですが、特にこれから先のことを考えると、私も中央図書館に行って調べ物をしたりしますが、図書館に行かなくても自宅でインターネットで調べたり、また、実際に活字本を通じて読む大事さというのも非常に感じます。一方では、これからの技術進歩で、AIなどいろいろなことで、それに対する対応のニーズが変わってくるので、蔵書数だけにこだわるのもちょっと、中身が変わってくるのかなと、これを見て感じました。

それと、図書館の施設整備ですが、ここにちゃんと施設整備の基本的な考え方、進め方があって、今後、施設整備を行うにあたって、新たな機能の考え方では、確かに既存の施設の中ではキャパシティが少し足りないなという感じがします。先ほど御紹介のあった中学生からの意見で、図書館に行くという受験生にしてみると、自宅に自分専用の部屋があれば別として、専用の部屋を持ってない住宅事情ですと、勉強する場所が欲しいというのはよく分かります。私自身も大学受験のときや、係長試験のときは子どもが小さくて家では勉強ができないので図書館に行って並ぶのですが、そういうところは朝早く行って並んでも、抽選で入れないのです。神奈川県図書館の横に学習だけを専門とする施設がありまして、そこによくお世話になりましたが、やはりこういうニーズというのは、図書館に対してもあると思うのです。今まさに地区センターの図書コーナーで、受験生が勉強しています。ですから、これは中学生の意見ですが、こういう意見もやはり大事だと思います。

今のは感想です。いろいろな意味でよくまとめていただいたと思います。

質問としては、これは横浜市図書館ビジョンですから、あくまで具体的な話はその次の段階だと思いますが、その次の段階でいろいろ新年度予算にもそ鶴見図書館が話には出てきていますけれども、その次の施設整備の考え方ももしありましたら、少し聞かせていただけますか。

福島図書館ビジョン等担当部長

御質問ありがとうございます。横浜市図書館ビジョン策定にあたっては、教育委員の皆様方から貴重な御意見も頂きまして、こういう形でまとめられたことに感謝を申し上げたいと思います。今後の具体的な進め方でございますが、施設整備にあたって、令和6年度予算で、必要な規模や、あるいは面積など、そういったものを具体的に調査して、どこから整備を始めるかというようなことを次のステップでお示ししていきたいと考えております。

中上委員

そのお答えはこの前も横浜市会の常任委員会で拝聴しまして、あのときの御説明は、10年ぐらいの期間とおっしゃっていたと思いますが、この横浜市図書館ビジョンは10年から20年とおっしゃっていましたよね。新年度予算というのは10年程度の計画が出てくるということですか。

福島図書館ビジョン等担当部長

10年程度というのは、再整備等の機会を捉えると、大体10年ぐらいの整備スパンになるかと思いますが、そういう意味で10年後、例えばどこかのエリアで再整備があった場合、そこに図書館が整備できるかどうかということを来年度予算の調査費の中で見極めていきたいと思っています。そういう趣旨で申し上げさせていただきました。

中上委員	<p>分かりました。いつも言っているように、10年後だとある程度そういう現実性というのはよく分かるのですが、横浜市図書館ビジョンが20年だとしたら、20年も見てしまうと、今の既存の図書館も結構古いですし、狭いですし、その辺りの具体的な部分が気になる場所なので、それは次の段階でしようけれども、引き続きよろしくをお願いします。</p>
鯉淵教育長	<p>ほかにかがででしょうか。</p>
大塚委員	<p>御報告ありがとうございます。横浜市図書館ビジョンも本当に質が高まって、より良いものになってきているなと思っております。今回は市民意見募集ということで、市民の方々から意見を頂き、そして、それを受けて、また更に内容の修正を行ったということは、非常に意味があることだと思います。</p> <p>私から1点教えていただきたいと思うことは、市民意見募集の実施結果のところで、10代の方々から54通の意見を頂いています。この下の米印を見ますと、3校の中学校の生徒たちからの御意見ということですが、どういう経緯でこのような御意見が届くようになったのかということや、どんな働きかけをされたのかということをもう少し教えていただきたいと思います。あと、質問の延長ですが、20代は意見が1通しかございません。そういった意味では、15歳から20歳というところへの働きかけについて、やはりどんなことを考えていらっしゃるということも併せてお伺いしたいと思います。お願いいたします。</p>
高柳教育政策推進課担当課長	<p>御質問ありがとうございます。まず初めの中学生からの御意見ですが、中学校の校長に御相談し、中学校の図書委員会で取り組んでいただける学校というのを選定いただいてお伺いした次第でございます。今回は3校の1年生から3年生の図書委員会の方に直接、御意見を伺う機会を頂きまして、伺わせていただいたところでございます。</p> <p>2点目の15歳から20歳への働きかけということで、確かに大塚委員のおっしゃるとおり、アンケートの意見募集の中では20代が少なかったところもあります。今後、実際に横浜市図書館ビジョンの具体化や周知に向けては、大学との連携など、例えば大学にリーフレットを置いていただくなど、何か公表の機会があればお伺いさせていただくなどして、まずは横浜市図書館ビジョンができたというお知らせと、随時、またご意見を聞きながら良い図書館を作っていければと思っております。以上でございます。</p>
大塚委員	<p>ありがとうございます。図書委員会の子どもたちは、小学校、中学校、高等学校、大学もそういうサークルがあるかと思いますが、あと、学校司書教諭や学校司書の方々との連携を通してティーンズの意見がしっかり集まってきて、それが10年後、20年後には中心になる年代の方々になっていきますので、ぜひ意見収集というところをより丁寧に行っていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。</p>
四王天委員	<p>私も少し同じような話になってしまうのですが、このようにプランニングするときには、利用者の市民意見というのが非常に重要だろうと思っております。今回お答えいただいた方は、年代的に高齢化している方の意見が多かったかなと思います。これから10年後、20年後という話ですから、もっと若い方が期待するような意見を集めたほうが良いかなと思います。それで、図書館の数や蔵書の数など、そういったものに対する意見が反映されていないのではないかという御批判</p>

がありますが、物理的な問題、予算的な問題も結構あるかと思います。それを解消するには、この図書館に価値があるかどうか。非常に高い価値があって、お金をかけても時間をかけてでも行きたいと思えるような図書館であるかというところだろうと思います。それで、今までの機能に加えて、図書館という場を知的な好奇心がかき立てられるような場にぜひしていただきたいなと思います。それにはもう少し若い年代からの、現代的な短期的なニーズではなくて、潜在的な要望というものを、また市民意見を募集をして、今回1回だけで終わらないで、いろいろ聞き取って、更にそれでブラッシュアップして行って、ぜひ知的な好奇心がかき立てられる場にしていきたいなと思います。要望、意見です。

森委員

御報告ありがとうございます。一つ質問ですが、今回、中学校の図書委員会の皆さんに意見を聞きに行ったときに、その時間でどのようにして中学生から意見を引き出したのか、その時間の使い方というのを教えていただけますか。

高柳教育政策
推進課担当課
長

御質問ありがとうございます。今回3校に行かせていただいて、学校によってそれぞれだったのですが、ある学校では、お伺いする前に事前に教諭と生徒の皆さんで読み込んできていただいて、私たちが冒頭で概要を御説明した後に、皆さんからそれぞれ御意見をお伺いしたり、手を挙げていただいて直接、御意見をお伺いしたりしたところもあります。あとは、スタンダードのところだと、御説明差し上げて皆さんで意見交換をしていただいた後、まとめていただいたものをお出しいただいたり、個別にご発言いただいたりしました。時間としては大体一時間頂いて行わせていただきましたが、終わった後も言い足りないことがあるということで紙で頂いたり、意見交換の場としては私たちも生の意見を聞くことができましたので、とても貴重な場だったと思っております。

森委員

改めてこの報告書を見ていると、子どもたちの意見が素晴らしいなと思いました。自分たちが企画して自分たちも参加できるような部分が欲しいというお声や、いろいろなぎやかさがある空間と静かに過ごせる空間、あと、実際ハード面でのソファの在り様など、子どもたちのイメージしていることがすごく伝わってきますし、あと、車いすが行き来しやすいような空間を、というような、子どもたちが日々感じていることをすごく拾って発信してもらえたのだなと感じました。

加えて、先ほどの一般報告の中にも少し出ていましたが、はまっ子未来カンパニープロジェクトにも参加してすごく感じたのは、子どもたちは社会のことを考えたり、自分のことを考えたり、仲間と対話して議論してアイデアを出していく力というのが、様々な取組を通して高まっていると思いますので、これからこういったことを実施するとき、子どもたちにどんな問いを投げて、どんな時間を使って行ってもらうかということは、ぜひ学校と相談しながらより充実したものにしていただけると良いなと思いました。

子どもたちがアイデアを出して、それがこうやって横浜市図書館ビジョンに反映されることも大事だと思いますが、仮に反映されなくとも、それについて考え続けたり、実際に図書館が運営されていったときに、関心を持って関わったりしていく市民が増えていくということもすごく大事だと思うので、そのプロセスが今回できた、踏めたことは良いなと思いますし、更に今後充実して行っていただきたいなと思いました。以上です。

鯉淵教育長

ほかによろしいでしょうか。

それでは次に、「中学校給食の安全対策に関する取組状況について」、所管課から御報告いたします。

田中中学校給食推進担当部長

それでは、御報告させていただきます。私は中学校給食推進担当部長の田中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。資料につきましては、A3の資料でまず御報告させていただきます。説明につきましては木村健康教育・職員課担当課長から行います。よろしくお願ひいたします。

木村健康教育・食育課担当課長

健康教育・食育課担当課長の木村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、「中学校給食の安全対策に関する取組状況について（追記版）」、御報告させていただきます。お手元の「中学校給食の安全対策に関する取組状況について（追記・概要版）」と記載された資料を御覧ください。

令和5年11月16日に、「中学校給食の安全対策に関する取組状況について」教育委員会定例会で御報告いたしました。一部未記載の内容がありましたので、関係自治体の保健所の調査報告書を基に、改めて確認し、追記するとともに、新たに確認した事項について、御報告いたします。作成にあたりましては、有識者等の意見を参考にいたしました。

「調査結果のまとめ」でございますが、給食調理製造事業者（A）及び納品事業者（B）への聞き取りや関係自治体の保健所への聞き取り、関係自治体の保健所の調査報告書等を通じて、給食調理製造事業者（A）及び納品事業者（B）、じゃが芋の仕入先（C）ともに改めて工程を詳細に確認しました。「従業員の着衣の状況と調理場への持ち込み物の状況」「従業員の喫煙状況」「検品の状況」「外部侵入の可能性」及び「立入調査を踏まえた管轄保健所による結論」から総合的に判断しても、たばこの吸い殻が釜に入った直接の原因を特定することはできませんでしたが、今後に向けて、混入等の起こり得るリスクの洗い出しを行いました。なお、今回は、調理中に未然に取り除いた他、釜の中でたばこの葉は確認されていないことや、実際に盛り付けた粉ふき芋からもニコチンは検出されなかったことから、結果的に健康被害はなかったと考えています。今後の安全対策・危機管理を徹底し、安心して給食を御利用いただけるよう再発防止に努めてまいります。

「1 当日の具体的な状況」でございます。令和5年10月5日木曜日4時頃、給食調理製造事業者（A）が調理をする際に、食材であるじゃが芋を茹でている釜の中からたばこの吸い殻を発見いたしました。その後、8時50分頃、給食調理製造事業者（A）から本市に報告がありました。この時点で、異物はたばこのフィルターと巻紙部分であり、フィルター部分が焦げるほど短くなっていたことが分かっています。9時、健康教育・食育課において、当該じゃが芋について、全ての給食調理製造事業者が同じ納品事業者から納品されていることを確認しました。全ての製造事業者へ直ちに連絡をし、粉ふき芋の調理・盛付中に異常がなかったことを確認しています。9時30分、健康教育・食育課において粉ふき芋の提供中止を決定いたしました。すでに給食の盛り付けは終了しているため、全校にメールを送信し、さらに電話にて粉ふき芋を喫食しないように連絡をいたしました。16時、本件について保護者宛にメールを順次送付し、同内容を学校を通じて保護者宛に文書を配布依頼いたしました。

次に、「2 健康教育・食育課の聞き取り調査結果について」でございます。「関係事業者の概要」ですが、右側の四角囲みの説明欄を御覧ください。給食調理製造事業者（A）は、横浜市の給食調理・配送等業務を受託している4事業者のうちの1社になります。納品事業者（B）は、じゃが芋仕入れ先（C）よりカ

ットされたじゃが芋を受け入れ、検品後、チラー水を張った袋に詰めなおしているほか、事業者（D）及び事業者（E）よりじゃが芋を仕入れ、カットしております。なお、給食調理製造事業者（A）へは（C）からの外注品を中心に納品しています。じゃが芋仕入先（C）は、事業者（F）よりじゃが芋を仕入れ、カットした後、納品事業者（B）に納品しています。事業者（D）（E）（F）は、カット加工を行う前のじゃが芋を扱っており、この段階で混入した異物については、（B）又は（C）のカット時に発見されると考えられることから、（D）（E）（F）については調査を行っていません。

「（1）給食調理製造事業者（A）への聞き取り」でございますが、全ての工程で検証・確認を行い、考え得る原因は特定できませんでした。以降、聞き取り内容を記載しています。調理員の白衣にポケットはない。パート従業員用の着衣にはポケットはあるが、メモ帳とペン以外の私物の持ち込みはない。また、盛り付けを担当しており、検品、調理は担当していない。喫煙者は、全従業員のうち19名いる。粉ふき芋の調理は2つの釜で行っており、当日たばこの吸い殻が見つかった釜の調理員は喫煙者ではない。もう一方の釜の調理員は喫煙者だが、電子たばこを使用していた。当該じゃが芋を検品した者は喫煙者で、電子たばこを使用していた。検品担当者は13人在籍しており、1日8人程3パターンの勤務形態により出勤している。出勤してから12時までは調理室で調理後の清掃を行い、その後、検品作業を行う。検品方法については、作業場の壁に掲示があり担当者が確認できるようになっている。納品時に何らかの問題があった場合の返品や廃棄方法について記載がなかった。防犯カメラは調理場にはなく、敷地内に3か所（納品口、製造所の入口、駐車場）あり、不審者の出入りは確認されていない。

「（2）納品事業者（B）への聞き取り」でございますが、全ての工程で検証・確認を行い、考え得る原因は特定できませんでした。以降、聞き取り内容を記載しています。作業員の白衣にポケットはなく、ロッカーの鍵以外の私物の持ち込みはない。従業員の喫煙者や銘柄を記録管理しているが、当該異物と同じ銘柄のたばこの喫煙者はいない。配送は外注しており、ドライバーは日によって替わることもある。当該異物混入のあったじゃが芋の担当ドライバーは喫煙者だったが、当該異物の銘柄のたばこは異なった。じゃが芋は水に浸かった状態で納品され、加工後も水に浸かったまま出荷している。検品後のじゃが芋は、加工場内で一度水を張ったバットにあげ、異物の有無を確認している。もし異常があった場合は、この時点で、ザルですくって除去している。防犯カメラは敷地内に4か所（会社敷地入口、配送車入口、原料庫入口、工場入口）あり、不審者の出入りは確認されていない。

「（3）じゃが芋仕入れ先（C）への聞き取り」でございますが、こちらは納品事業者（B）を通じて確認しております。以降、聞き取り内容を記載しています。じゃが芋仕入先（C）において、納品事業者（B）へ納入するじゃが芋をカットする作業を10月1日から3日まで行っていた。このうち、保健所が確認していた同じ銘柄のたばこの喫煙者は、2日と3日に出勤していたが、じゃが芋をカットする部屋とは別室で横浜市の給食で使用するものとは関係のない人参、かぼちゃのカットに従事していた。

下の枠囲みに、「10月5日午前2時30分から午前4時頃の給食調理製造事業者（A）での異物発見時の状況」を記載しています。調理担当者2名（ともに社員）がじゃが芋を原材料冷蔵庫より釜前まで移動。袋を持ち上げて外側を確認したが、異物の付着は見られなかった。調理担当者2名が2つの釜（①②）を同時に各3回使用して加熱調理を開始した。1回目の調理中には異常なく、午前4時頃、2回目のじゃが芋の下茹で中に①の釜の中よりたばこの吸い殻を発見し調理

中断。その後、調理責任者へ報告。当該釜内のじゃが芋は調理を中止し、調理品に使用するものとは異なるバットに移し、隔離保管をした後に廃棄した。当該釜は、次の調理のため洗浄したが、釜の底に敷く網や排水溝の網にも異物は確認されなかった。異物発見前に既に調理済であった1回目の調理品は、既に冷却バットに移していたため、ビニール手袋をして手作業でかき分けて目視確認したが、異物は発見されなかった。②の釜の2回目及び①と②の釜の3回目の調理時には、釜の中を大へらでよくかき混ぜ、異物の発見に努めたが発見されなかった。となっています。

次のページを御覧ください。「3 管轄保健所による立入調査結果による結論」でございます。こちらは、保健所報告書を確認し、作成しています。

「(1) 給食調理製造事業者(A)の製造工場への立入調査」でございますが、当該異物混入の可能性の有無等の確認のため、粉ふき芋の製造工程、当該原材料の検品時の状況及び保管状況、異物を発見した際の状況、製造所で実施している異物混入対策等について、調査が行われました。調査の結果、立入時の施設内外の清掃状況は良好で、また、定められたルールどおりに異物混入対策が実施されていることが確認されました。これらの状況及び当該原材料が釜に投入されるまで口が縛られた状態であることから、入荷から調理開始までの間に、非意図的に異物混入が起こる可能性は低いと考えられました。また、当該製造日前後に製造所内で特別な事案等は確認されておらず、意図的な混入が行われた可能性を示唆するものは確認できませんでした。なお、当該製造所において、たばこ関連の異物混入事例はこれまでに一度もないとのことでした。

「(2) 納品事業者(B)の製造工場への立入調査」でございますが、異物混入の原因究明の観点で、原材料の受け入れから出荷時までの検品体制、コンテナの清掃管理、喫煙者の状況、HACCPに基づく衛生管理等について、調査が行われました。調査の結果、当該異物混入に繋がる状況は確認されず、施設内でたばこが混入する可能性は低いと考えられました。しかし、仕入れ段階で異物の混入があった場合、当該施設で作業時に異物を除去できなかった可能性を踏まえた指導がされました。

「(3) じゃが芋仕入れ先(C)への立入調査」でございますが、作業工程、配送時の状況、コンテナや従業員の衛生管理、喫煙者の状況等について、調査が行われました。調査の結果、作業工程中、当該じゃが芋が、袋から開封されている場所は下処理エリアのカット作業及び計量作業中のみであり、また、作業内容は原料をテーブルの上にあけ、まな板包丁を用いて手切りでカットする非常に細かな作業でした。主に4名で同様の作業を行っており、単独で作業することはありませんでした。作業服にポケット等はなく、下処理エリアへの私物の持ち込みはありませんでした。以上のことから、製品中にたばこが混入する可能性は低いと考えられました。当該製品の加工中は、常に内部の従業員が複数人で作業しているため、外部から不審者等が侵入し、異物を混入させる可能性はありません。また、当該製品は、出荷まで最大3日間、1階又は2階の仕分けエリア内に保管されていましたが、24時間体制で自社の仕分け担当者があり、また、外部からは二重の扉となっているため、不審者等が侵入し、異物を混入させる可能性は低いと考えられました。

「4 調査結果と今後の安全対策」でございます。給食調理製造事業者(A)及び納品事業者(B)への聞き取りや関係自治体の保健所の調査報告書等を通じて、給食調理製造事業者(A)及び納品事業者(B)、じゃが芋仕入れ先(C)ともに改めて工程を詳細に確認しましたが、たばこの吸い殻が釜に入った直接の原因は特定できませんでした。教育委員会では、次の対策が徹底できるよう、工

場に立ち入り、混入等の起こり得るリスクの洗い出しを行い、本市の栄養士による定期巡回指導等で継続的に確認、指導し、再発防止に努めてまいります。

「（１）未然に混入を防ぐ対策」でございます。「ア 検品方法の改善」でございますが、給食調理製造事業者（Ａ）では、施設内で異物混入が起り得るリスクを改めて洗い出した上で、HACCPに基づく衛生管理の衛生管理計画を見直し、「検品」を重要管理点に追加しました。検品の手順書について、一部手順書等のない工程については、新たに手順書を作成しました。納品事業者（Ｂ）では、異物混入防止の目視点検について、手順書を作成し、検品方法を見直すほか、出荷時の混入対策を徹底します。「イ 製造工程中の目視点検強化」でございますが、給食調理製造事業者及び納品事業者ともに、作業工程上、点検を行うタイミングを明確にし、作業衣や食材、設備機器への異物付着がないかの確認をする目視点検を強化します。「ウ 従業員への衛生教育」でございますが、給食調理製造事業者及び納品事業者ともに、HACCPに基づく衛生管理の衛生管理計画の内容や従事する工程の作業手順を理解し、業務に従事することができるよう、衛生教育を計画的に行うようにします。また、教育委員会から給食調理製造事業者に対し年２回実施している衛生管理研修会で、従業員への衛生教育内容充実のフォローアップを行います。「エ フードディフェンスの考え方に基づく対策」でございますが、衛生管理の観点による検品の強化や従業員への衛生教育に加え、危機管理の観点からフードディフェンスの考え方にに基づき、風通しの良い職場環境づくりや防犯カメラの設置を行います。

「（２）事故が起こってしまった場合の対策」でございます。「ア 従業員への再教育」でございますが、給食調理製造事業者及び納品事業者ともに、異物混入の経緯や今後の対策等について全従業員へ周知するとともに、衛生管理について再教育を行います。「イ 夜間及び早朝トラブル発生時の緊急連絡体制」でございますが、給食調理製造事業者での夜間及び早朝トラブル発生時に即座に対応できるよう、健康教育・食育課の緊急連絡体制を整備しました。また、当該給食調理製造事業者は、再発防止策への助言等を受けるため、所管の保健所に報告を行うこととしました。「ウ 学校・保護者・生徒への連絡」でございますが、今後、学校到着前の段階で異物を発見し、生徒の喫食に影響がある場合には、その時点で把握している情報を整理し、給食提供可否を含め学校へ連絡を行います。学校は、大事な情報を適切に伝えられるよう、学校ごとの方法で生徒へ伝えることができるようにします。緊急連絡体制及び学校・保護者・生徒への具体的な連絡内容については、別添資料１を御覧ください。

「５ 警察への被害届について」でございます。通常の衛生管理をしっかりと行っている中での混入で、原因が特定できないことを重く受けとめ、この度、改めて警察へ相談いたしました。その結果、「事件性を疑うような証拠がない状況では警察での対応は難しい。」とのことでした。今回の相談により、新たな証拠の提示ができないことから、警察への被害届は提出していません。

「６ 本件に対する第三者の意見」でございます。今回の件や、本市の調査及び今後の対策について、大量調理を行っている民間事業者や、食品衛生分野におけるアドバイザーを行っている民間事業者から御意見を頂きました。内容については報告書を御覧ください。

最後に、「７ 令和８年度以降の衛生管理について」でございます。令和８年度以降の食材の一括調達や衛生管理について、現在の検討状況や考えについて報告書にまとめましたので、詳細については報告書及び別添資料２を御覧ください。

附属機関からの主な意見でございますが、横浜市市有地を活用した中学校給食

事業検討部会において、令和6年1月16日火曜日に、本件を踏まえた「令和8年度以降の衛生管理に関する意見聴取及び意見交換」を行いました。「主な御意見」の抜粋でございますが、異物混入事例の情報は集積し、防止対策とともに、全ての給食調理製造事業者で共有が必要。フードディフェンスの観点で、従業員への衛生教育、コミュニケーションの活性化、風通しの良い職場環境づくり等が重要。異物混入発生時における工場内での確実な報告体制を構築すること。異物混入発生時とその対策を含め、各事業者はHACCPに基づく衛生管理の確実な実施が重要といった御意見を頂きました。御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

中上委員

今、調査の内容と今後の対策ということで御説明いただきました。私自身の経験から振り返っても、私は横浜市立大学の事務局で勤務していましたが、患者取り違えの事件の後、まさに再発防止で行きました。患者の取り違い以外でも幾つかあったのですが、やはりそこで必ずマニュアルというのが出てきます。今回の件も当然それなりのマニュアルはあったと思いますが、この件についてのマニュアルはどうなっていたのかということをお聞きしたいのが1点です。

それと、横浜市立大学のときに再発防止で力を入れたのは、ヒヤリハットの案件をいかに共有するかですよね。いろいろヒヤリハットがあるわけですから。それをいかに共有して、研修に生かしていくかということの2点があったのですが、その辺りのヒヤリハットの考え方も含めて、2点をお聞きしたいと思います。

田中中学校給食推進担当部長

どうもありがとうございます。また、このたびは何回かにわたり御報告させていただくことになり、大変御心配をおかけいたしました。今、御質問いただいた、異物混入の対応マニュアルでございますが、これまでは教育委員会事務局が一般的な検品方法を示して事業者伝えておりました。今回改めて御提示させていただきました資料1の部分でございますが、こちらの「異物混入対応マニュアル」は、横浜市の教育委員会事務局がどう対応するかを取りまとめたマニュアルとなっております。改めて今回整理させていただきました。

なお、異物混入があった場合、それから疑いがある場合は、受託者は速やかに委託者に報告して指示を仰ぐというような契約になっております。現在でもそうなっております。また、異物混入等があった場合には、事故報告書にて事故後、速やかに衛生管理補助等事業者を経由して委託者に提出することとしております。今後もこの運用を継続してまいりたいと考えております。

ヒヤリハット事例も含めまして、今後共有することは本当に大事なことだと思っております。月に1回、調理製造事業者を集めて行っている献立説明会の機会、それから、年に2回テーマを決めて行っている衛生管理に関する研修会の中で異物混入事例について共有してございまして、今後の改善策について話し合いを行い、今後生かしていきたいと思っております。中学校給食衛生管理補助等委託事業者である株式会社わくわく広場とも協力いたしまして、衛生管理体制の強化に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

ほかに。

中上委員

マニュアルというのは非常に大事ですが、されどマニュアルとって、なかなか

かマニュアルの中に落とし切れない事態というのが結構あります。いろいろな複合的なこともありますし、マニュアルに全部書き切れないと思います。マニュアル以前の安全意識の問題の研修もありますし、そこはマニュアルだけを守れば良いのかといたら、そのときのマニュアルと、いろいろな状態があったときに再度マニュアルは常に更新していくわけです。ですから、そのマニュアルの意味ですね。そこは議論されていると思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

それと、先ほど言いましたように、ヒヤリハットの事例を関係者で、横浜市と事業者と合同の研修などというのもお話に出ています。いずれにしてもヒヤリハットをいかに共有して予防につなげていくか。ここも非常に大事だと思います。この異物混入対応マニュアルを見ても、それぞれ危険異物、非危険異物と、異物の分類もいろいろあるわけです。ですから、危険異物などはあってはならないので、とくに厳しく取り組むというのは当然の話ですが、非危険異物というのはいろいろ、家庭の中でもそれぞれの場面でありますけれども、それを、ことわざの「あつものに懲りてなますを吹く」ではないですが、非危険異物の基準のところまで、ここまでののかという、本当に危険の部分のきちんとした対応とその後の次のフォローの対応と、その辺りはメリハリをつけて作って、マニュアルにしても研修にしても行っていただきたいと思っています。これは意見です。

鯉淵教育長

ほかにいかがですか。

森委員

追記版の報告ありがとうございます。今回改めて追記いただいた内容を踏まえて三つポイントがあると思うのですが、まず、異物混入があったということと、連絡の体制と、記載事項があったその調査の在り様の3点だと思います。最後の点につきましては、御報告いただいた内容を基にしか議論できないので、ぜひ今後の調査にしっかりと生かしていただきたいと思っております。

そして、実際に異物混入はあってはいけないことですが、異物混入があったときの連絡体制のところについて、改めて今回追記いただいた詳細の部分を見つけて、異物混入対応マニュアルも拝見しました。いかに子どもたちの口に届かないようにしていくかということが大事だと思うのですが、それにあたって誰がどう判断するかということをしっかりクリアにしていくべきだと思います。

そうなったときに、今回この異物混入対応マニュアルの3ページで、夜間及び早朝トラブル発生時の緊急連絡体制、今回まさに早朝だったと思いますが、緊急連絡体制というのを拝見しました。まず、電話連絡が教育委員会事務局の担当係長の方々に入って判断、担当係長での判断が難しい場合は指示を仰ぎ、担当部長に、そして教育長にと、矢印が書いてあります。この判断が難しい場合という表現が非常にあやふやだなと思ひまして、その判断する基準というのはどういったものがあるかお聞かせください。

田中中学校給食推進担当部長

ありがとうございます。まず、担当係長ですが、担当係長は正確な状況把握を行いまして、必要に応じて栄養主事や担当課長へ連絡を行ってまいります。問題のあった食材や異物を取り除けば給食提供が可能な場合については、その場で判断を行うこともございます。

原因がはっきりしており、当該食材を全量中止しなければならない場合や、当該食材を全量中止することで献立が成立しないなどの理由で、1献立を全量中止しなければならないような場合は、担当課長が判断を行います。

原因がはっきりしない場合、それから、災害などで停電となり給食全てが提供できないような場合は、担当部長が必要に応じて教育長とも相談しながら判断を

行ってまいります。

今御覧いただいております資料1の2ページでございますが、こちらは新たにフロー化させていただきました。検品・調理・盛付中に異物を発見した場合、まず、非危険異物か、危険異物かという判断をいたしまして、危険異物という場合、教育委員会事務局に連絡を頂き、食材を使用できるのか、それとも提供できないのかといったような判断をいたします。この判断の基準が、安全性の確認がとれるかとれないかということになってきます。安全性の確認がとれる場合というのは、米印のところでございますが、異物と欠け口が完全に一致しているなど、原因がその場で特定できる。それだけを取り除けば、あとは安心だと言えるようなものと、再度、食材の目視確認や洗浄等を行いまして、確実に当該異物の混入がないことを確認できたというような場合は、安全性の確認がとれたと言える場合と考えております。それ以外の場合は、安全性の確認がとれないということで、提供中止ということの判断に移っていくと考えております。

今回のたばこの吸い殻が調理中の釜で発見されたケースでございますが、食材の提供判断のところ、たばこの吸い殻自体はその場で取り除くことができたのですが、それがどこで入ったのかということがその段階では確認できておりませんので、判断できなかったということと、再度、食材、全てのじゃが芋の確認・洗浄等が困難であったということで、今回献立の提供を中止させていただくというフローになりました。

なお、この事案が発生した段階では、夜間4時の段階で教育委員会事務局に御連絡いただくことができませんでしたので、今回はランチボックスに盛り付けてしまいましたけれども、今後は発見した段階で教育委員会事務局にご連絡いただくフローになっておりますので、その時点で判断していけるものと考えております。

<傍聴人による不規則発言あり>

鯉淵教育長

静粛に願います。

森委員

ということは、今のフローですと、非危険異物か危険異物かというところでまず右に行き、今回はなかった教育委員会事務局に連絡というところが、次にもし異物混入してしまった場合は、ここに新しいステップが入りますということが追加になったということの確認でよろしいでしょうか。

その上で、食材を使用をするというところで、今回の事案では安全性の確認がとれず、どこで混入したか分からないので右に行き、「提供中止」の二つ目のポチなのかどうかを判断するというのが、3ページ目のマニュアルにのっとなって進めることという理解で合っていますか。

そして、更に実際にそうなった場合ですが、今回はじゃが芋で発見でしたけれども、仮に例えば献立全体に影響が及ぶ事案が何か起きてしまった場合、もしくは献立が一つ中止というのも子どもたちにとっては大きな影響があることだと思います。提供中止となった場合、そのときに、お昼が食べられない子どもたちが出てきてしまう。このケースが発生した場合に、食の保障という観点でどのように対応するかというのが決まっているかどうか、そこも確認させてください。

田中中学校給食推進担当部長

ありがとうございます。まずは提供中止となるようなケースが発生しないように、衛生管理をしっかり行ってまいりたいと考えております。とはいえ、給食の提供中止ということがあった場合には、午後の教育活動をどうするのか、主食だ

けでも提供するのかなど、学校現場の意見も伺いながら検討を行って、実施可能な対応を行ってまいります。

<傍聴人による不規則発言あり>

鯉淵教育長

傍聴人の方々に言います。静粛に願います。このようなことで会議の進行を邪魔される、妨害されるということでしたら、会議の中断であるとか退場していただくということを横浜市教育委員会傍聴人規則に基づいて行います。静粛に願います。

ほかに御意見はございますか。

四王天委員

四王天が発言させていただきます。これだけ再調査に再調査を重ねて行ったにもかかわらず、結局原因が特定できなかったということだけが報告される形になり、非常に残念至極であるというのが私の感想です。それで、固体ですから、固体が移動してきたということは、物理的に何かあったのではないかということだけは事実としてあります。

ここにおいて警察への被害届ということですが、この理由を読むと、事件性を疑うような証拠がない状況と言われてはいますが、警察は事故と事件の両方の可能性を見て捜査に入るといのが、一般的に私が見聞きするものの中にあります。こちらが証拠を出さなければ捜査してくれないのかというような、ちょっと、え？と思うようなところがあったりもします。保健所の調査能力と警察の捜査能力というのは格段に違うものがあって、このもやもやを晴らすためには、やはり警察の捜査能力みたいなものに期待してしまうのですが、それでもやはり警察というのは受けていただけないものなのではないでしょうか。

木村健康教育・食育課担当課長

ありがとうございます。今回、当初保健所の調査結果や聞き取り調査などを踏まえまして、事件性の低いものと考え、給食調理製造事業者と相談の上で警察へ被害届を出しませんでした。しかし、今回の、通常の衛生管理をしっかり行っている中での異物混入で、原因が特定できなかったということを重く受け止めまして、このたび改めて警察へ相談いたしました。

その結果、事件性を疑うような証拠がない状況で警察の対応は難しいということでした。例えば事件性というのはどういうことかということ、防犯カメラに何か不審な動きをしている人が映っているなど、そういう何か新たなものが見つかったのであれば、それは事件性ということが考えられるので動く可能性もあったと思うのですが、今回はそこまでの新たな証拠というのはございませんでしたので、今回のこの相談によりまして、新たな証拠が提示できないことから、警察への被害届というのは提出しておりません。

四王天委員

異物混入というのは、横浜市でも年間60件から85件ぐらい保健所の報告であります。多くが民間事業者でしょうけれども、今回も委託しているのは、最終的には民間事業者ではありますが、学校給食を作っているという点で、かなり公共性の高い事業であると思うのです。市民の安全という面で、ですから、民間企業が起こした事件とは少し質と言いますかレベルが本当は違うはずだと思います。市民のための安全を確保するために捜査してくれと私は再度思いたいのですが、それでもやはり警察というのは動いていただけないものなのではないでしょうか。これは市民の公共性の問題です。

木村健康教育・食育課担当課長	<p>ありがとうございます。私たちも今回重く受け止めまして、いろいろな角度で警察には相談させていただいたのですが、やはり今回の件につきましては、事件性という部分の証拠というところを非常に主張されてしまいました。ですので、私たちとしては今後そういうことが起こらないように、フードディフェンスの考え方等もここに入れさせていただいたような形になると思うのですが。</p>
四王天委員	<p>ですから、どうしても釈然としないので、まだまだこういう意見が多いということ、警察に何度でも働きかけていただきたいと思います。一つ要望です。</p> <p>あと、もう一つよろしいですか。今回フードディフェンスという考え方、これは異物が故意に混入された場合への対策と、フードセーフティーという、故意でなくても入ってしまうという考え方の両方、今までもこれに似たような形では取り組んでいたかと思います。特に今回これで強調するものは何か、強化するものは何かありますでしょうか。</p>
木村健康教育・食育課担当課長	<p>ありがとうございます。前回の常任委員会でのやり取りや有識者からの意見、そういうのを基に考えますと、衛生管理の観点から調査を行ったのですが、原因が特定できなかつた。そういう状況から、内部要因のリスク対策を考えることは非常に重要だと考えました。コミュニケーションの活性化による風通しの良い職場環境作りや、先ほども少し話が出たのですが、防犯カメラの設置という部分で、しっかりとフードディフェンスの考え方を対策していきたいと思っています。</p>
四王天委員	<p>分かりました。今回も防犯カメラがもっと多数あれば、もしかしたら事実の解明につながったかもしれません。防犯カメラも増設すると聞いていますが、防犯カメラから今度は部品が落ちたりしないような、やはりそれも異物になりますので、対策もきちんとお願いします。本末転倒になってしまいますので、そのようなことなどもよく注意しながら行っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
鯉淵教育長	<p>ほかにございますか。</p>
大塚委員	<p>私もずっと小学校現場でしたので、給食に関しては、給食調理製造事業者、搬入業者、それから調理に携わる方々、栄養士含め調理員も、みんなが日々全力で子どもたちの安全・安心、そして、おいしい給食に努力されて、それを日々実現されていていらっしゃる。たまにですが、異物混入など、私もそういう経験をしたことがございます。包丁の機械の金属の一部が欠けて欠損したものが見つからないなど、様々現場は苦勞されて、それでも第一に子どもたちの安心と安全と楽しさというのを追求して行っています。でも、ひとたびこういうことが起こると、食べることへの子どもたちの不安、その子どもたちの不安というのは、すぐに保護者の不安、社会全体の不安ということで、100%に近い努力をしても、やはり失敗することというのはあって、それをどうするか。</p> <p>今回、追記という形で、見方も様々あると思います。そこに至るまでの経過で何をしていたんだということにもなりますし、追記というのは、よりよく、常に安全と安心を今後をもっともっと追求していかなくてはいけないという真摯な捉え方です。社会的には申し訳ないですが、次の追記が出てくるのがあってはいけないのですが、それでも追記し続けなければいけないのではないかと思います。</p>

万一異物混入が起きたとき、学校現場はものすごく混乱します。それを校長サイドとしてどう判断するのかということもございますが、今回のこの異物混入対応マニュアルでいくと、教育委員会事務局の判断によって学校がそれを受け止めて、提供をどのような形にするか、いつとき給食を提供中止にするかなど、様々な判断を教育委員会事務局がして、それを学校が受けます。受けた時点で、文書で保護者に、今日の給食はこういう状況になりましたと。それをした途端に、学校現場の職員室には、恐らく電話や、メールによる御質問など、たくさん入ってくるのが想定されます。

こちらの今日御説明いただいた概要版によりますと、「4 調査結果と今後の安全対策」の「(2) 事故が起こってしまった場合の対策」の「ウ 学校・保護者・生徒への連絡」というところで、「学校は、大事な情報を適切に伝えられるよう、学校ごとの方法で生徒へ伝えることができるようにします」。学校も様々ございます。小、中、高、特別支援学校、そういった様々な子どもたちの状況に応じて、伝え方というのは当然学校に委ねられるものです。ただ、問題は、大事な情報だと思うのです。何を落としてはいけないか。そして、何が分かるようにどう説明すれば良いのか。そういう部分の最も重要なポイントというのを教育委員会事務局がきちんと示してくれるのかどうなのかということが、現場は非常に不安です。

こちらの「異物混入対応マニュアル」を拝見させていただきましたが、こちらに、保護者宛や、学校にメール配信するなど、そういったものはございますが、教育委員会事務局が持つべきマニュアルの中に、どうしたら学校に大事なことを落とさないかということのマニュアルというのが、きっと考えていらっしゃると思うのでそこもお伺いしたいのですが、大事なことを適切にという部分の発信を間違えてしまうと、学校に保護者や、時には一般の方からの御質問もたくさんかかってきます。「給食が提供中止されたけれど、どうなんですか」など。そういったところに対して、具体的にどうお答えしていくのかというようなところの、学校の安心感と言うのでしょうか、そういったものはどのようにしていけば良いか。それがきちんと行えるということは、子どもたちが明日また安心して給食を食べることにつながっていきますし、一度失われた信頼も、安全でおいしくて安心できる食を常に提供しているということにつながっていくと思うので、そこのお考えを教えてくださいたいと思います。

田中中学校給食推進担当部長

ありがとうございます。今回、大塚委員からございました資料1の5ページ、6ページで、学校への緊急連絡、それから保護者への連絡の案を用意させていただいております。この中でまず、学校のほうに大事な情報ということで、本日の給食について、異物の内容も含めてお伝えしていけるようにしてまいりたいと思って、今ひな形を作らせていただいております。その後また追加の情報があれば、すぐに学校に伝え、対応していただきたいと思っております。

<傍聴人による不規則発言あり>

鯉淵教育長

静粛に願います。

田中中学校給食推進担当部長

何か起きた際に、生徒に対してもしっかりと情報が伝わるように、学校と連携してまいりたいと思っております。なお、こちらの5ページ、6ページにある部分につきましては、教育委員会事務局で用意しているマニュアルではございますけれども、学校とも共有し、こういったところもあったほうが良いねなど意見を

頂きながら、常に更新して対応していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

大塚委員

ありがとうございます。やはり日頃の学校との意見交換、そういうものがより良くなっていくことにつながっていくと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に1点ですが、「こども基本法」の趣旨を踏まえ、という部分がございますけれども、それについては具体的にどういうことを考えていらっしゃるか、教えていただいて終わりにしたいと思います。

田中中学校給食推進担当部長

ありがとうございます。「こども基本法」につきましては、これまでも常任委員会や横浜市会でも御意見を頂いていたところでございます。今回、新たに「こども基本法」の趣旨を踏まえ、という文章を付け加えさせていただきました。具体的には、こども基本法第3条には、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないことができる。」とあります。これを踏まえまして、繰り返すにはなりますが、何か起きた際に生徒に対してもしっかりとその情報が伝わるように、学校と連携して対応してまいります。

大塚委員

どうぞよろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第54号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について」、教委第55号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第54号議案及び教委第55号議案は、非公開といたします。

次に、教委第53号議案「横浜市奨学条例施行規則の一部改正について」、所管課から御説明いたします。

佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー

インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャーの佐藤でございます。教委第53号議案につきまして、所管課長から御報告いたします。

須山学校支援・地域連携課長

学校支援・地域連携課課長の須山でございます。教委第53号議案、議案書を御覧ください。議案書1ページのとおり、横浜市奨学条例施行規則の一部改正について、お諮りいたします。

議案書2ページを御覧ください。「提案理由」ですが、横浜市奨学条例の一部改正に伴う関係規定を整理し、奨学生の志願に係る手続等を変更するため、横浜市奨学条例施行規則の一部を改正したいので、提案いたします。

次の3ページから7ページまでが規則改正の内容を記載した公布の案文と改正後の様式ですが、その後にあります資料でこの内容を説明させていただきたいと思っております。別にホチキス留めの右上に四角囲みで「教育委員会資料 令和6年2月21日 学校支援・地域連携課」という表記が入っている資料を御覧ください。

1ページの「1 改正の趣旨」ですが、本市では、経済的理由により修学困難な高等学校の生徒に対し、横浜市奨学条例及び同施行規則の定めるところにより、奨学金を支給しています。令和6年度から電子申請・届出システムによるオンライン申請を導入するため、令和5年第4回市会定例会において条例を一部改正しました。これに伴い、奨学生の志願に係る手続を変更するとともに、規定を整理するため、規則を一部改正します。

次に、「2 改正の概要」「(1) 規定の整理」ですが、ア、第2条第1項及び第2項「奨学生願書及び推薦調書の提出」。手続きの主体を明確にするため、第1項で奨学生を志願する者が提出する書類、第2項で学校長が提出する書類に分けて規定します。イ、第3条第2項及び第3項「選考及び決定」。手続を簡略化するため、第3項に規定していた誓約書を廃止し、誓約書の内容を第2条第1項に規定する奨学生願書に盛り込みます。ウ、第5条「奨学金の支給方法の変更による削除」。改正条例第8条の規定のとおり、奨学金は学校長を経ずに奨学生に直接交付することとするため、第5条を削除します。エ、新設第5条「奨学金の返還」。現行では明記されていなかった奨学金の返還について、保護者が横浜市外に転居したときや奨学生が退学したとき等に、支給済みの奨学金のうち、当該事由が発生した翌月以降の金額について、教育長が奨学生に奨学金の返還を求めるとします。

「(2) 様式の変更」ですが、ア、第1号様式「奨学生願書」。誓約書の内容を盛り込んだ様式とします。また、本人及び保護者の署名欄、生計を同じくする家族に関する記入欄の一部を削除します。これらにより、志願に係る手続を簡素化します。イ、第2号様式「推薦調書」は、学校長印の欄を削除します。ウ、第4号様式「奨学生証書」は、様式の内容に変更はございませんが、現在欠番となっている第3号様式に繰上げます。エ、第5号様式「誓約書」は、誓約書の内容を奨学生願書に盛り込むため、廃止とします。

「3 意見公募の実施状況について」ですが、同規則の改正について、(1) 令和5年12月21日から令和6年1月19日まで意見公募を実施しました。(2) 提出意見はありませんでした。(3) 意見公募結果は、令和6年3月15日に公示する予定です。

「4 公布・施行予定日」。議決いただいた後、令和6年3月15日の横浜市報に登載し、公布します。施行予定日は令和6年4月1日です。

次に、2ページ以降7ページまで、新旧対照表を載せております。改正内容は先ほど説明させていただいたとおりです。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

森委員

こういった手続がオンライン化して簡素化されていくことは、非常に大事な流れだと思っています。今回、今日審議があって、4月から施行ということですが、実際に願書を提出したり選考決定していくまでの、オンライン申請になりますという周知には十分な期間があるのでしょうか。

須山学校支援・地域連携課長

まず、学校に対してはもう既に各種校長会等を通じてお知らせに入っております。また、令和6年3月から募集を開始いたしますが、その際にオンライン申請が新たに設定されるということについてもアナウンスしてまいります。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。ほかに御意見がなければ、教委第53号議案については、

原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了しました。事務局から報告をお願いします。

片山総務課長

1月31日に個人の方1名から、2月15日に1団体から、「日の丸・君が代に関する要望書及び要請書」が提出されました。これらの要望書及び要請書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願ひいたします。

次回の教育委員会定例会は、3月8日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、3月15日金曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉淵教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、3月8日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、3月15日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので、御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願ひます。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第54号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第55号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

鯉淵教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時30分]